

平成29年度 第8回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成29年11月28日（火）10時00分～12時00分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	奥委員（会長）、岡部委員、木下委員、五嶋委員、津谷委員、中村委員、堀江委員、水野委員、横田委員
欠席委員	葉山委員（副会長）、押田委員、菊本委員、田中稲子委員、田中伸治委員、所委員
開催形態	公開（傍聴者 18人）
議 題	1 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書について 2 横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価方法書について 3 （仮称）中山駅南口地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書について
決定事項	平成29年度第7回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 平成29年度第7回横浜市環境影響評価審査会会議録確定</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書について</p> <p>ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。</p> <p>特に意見無し</p> <p>イ 「補足資料」及び「方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解」について事業者が説明した。</p> <p>【津谷委員】 「方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解」に関してですが、住民の方からの意見の中で、目立っているのは「浸水対応等」で、数が11件ととても多いので確認させていただきます。6ページの中で、大雨で浸水することが数年に一度あり、このような2mの盛土をした地域ができて、浸水が広がるのではないですかという意見に対して、1haあたり720m³として、東西敷地にそれぞれ約6,000m³の容積の雨水貯留槽を作るという趣旨の回答をしています。またシミュレーションを行うことを検討していますと記載されていますが、大雨の浸水、局地的な異常気象で浸水が何年に一度かあると、他のところでも住民の方が書かれているのですが、それを見込んで、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」に基づく雨水貯留槽で対応できるのか、シミュレーションを具体的にを行うことで、予測されるということでしょうか。</p> <p>【事業者】 今の話は大変難しく、最近あるような非常に想定を超えるような大雨でも、これが耐えられかということ、条例ではまず、一日220mm、時間70mmの雨を想定して雨水貯留槽を設計しなさいとなっています。現状は、万年堀があって、盛土をしていませんし、雨水貯留槽がありませんが、本計画では、研究所を作るところに2mの盛土をします。それが、良くなるのか、悪くなるのかという意見が沢山あります。既存と新しい施設の影響がどうかということ、非常に難しいシミュレーションに</p>	

なるとは思いますが、そういうことができる会社を探しています。それが見つかり次第、検討して、住民の方に、大雨の影響と、または柏尾川が氾濫した時の影響、現状と盛土をした時の比較を提示していけるかと、約束できる状況ではありませんが、そういうことができる会社を探して、検討したいと考えています。準備書までには、見通しをつけて報告します。

【津谷委員】 もう一点、関連して「方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解」13 ページで、安全の項目について、浸水を選定してくださいという住民の意見があります。それに対して「選定しない」と、書かれているのですが、その理由をもう少し詳しく説明してください。

【事業者】 13 ページの事業者の見解の方に書いてあります。下線が引いているところですが、基本的にアセスは、技術指針に従って行うことが大原則ということで進めています。この中で、文章中には「予測地域は、対象事業実施区域とし、」ということで、周辺の地域は対象になっていないという考え方になるかと考えています。一民間事業者が周辺地域の評価をするのは、難しいということがあって、敷地内という捉え方なのかと考えています。敷地内の対応ということで、先ほどの雨水貯留槽を設けることですか、かさ上げをするといったことも対策を行うということで、敷地内での浸水、敷地内からの観点の浸水は項目選定するまでもないと考えております

ただ、敷地外に関しては行政側との絡みもありますので、環境影響評価では浸水の項目は選定していないという考え方です。

【奥会長】 津谷委員、よろしいでしょうか。

【津谷委員】 はい。

【中村委員】 方法書に対する意見書として、建築物高さや日影など色々な御意見が出ていて、それに対して準備書の中で今後対応していくと記載されており、「方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解」16 ページで、「引き続き、事業の計画、工事、供用の各段階において、近隣の住民の皆様や事業者（企業等）とのコミュニケーションを図り、積極的な情報提供や丁寧な説明に努めてまいります」と書かれていますが、準備書が出来るまでの間は、どのような体制にし、どのように住民の方々とのコミュニケーションを取るのですか。具体的な案がありましたら教えてください。

次に、補足資料 10 の化学薬品関連で、例えば毒物・劇物等については施錠して管理する等と記載されていますが、現在の富士御殿場研究所や鎌倉研究所において、施錠した後に、毒物等の出し入れの管理はどのようにしていますか。例えば、持ち出した際の日付と量を記録するというような体制になっていますか。

また、薬品の処理は業者に任せて、排水は敷地内の排水処理施設で処理するとありますが、器具に付いた薬品の扱いはどうしていますか。例えば、私の大学では、第一次洗浄水までは薬品として回収するという規定を定めており、第二次洗浄水以降は実験系排水に流していいとしています。現状で構いませんので、教えてください。このように丁寧にした方が、社員教育という点では良いのではないかと思います。

【事業者】 まず、住民の皆様との今後のコミュニケーションについてですが、準備書の説明会まではかなり時間があるということを事業者としても認識

しています。コールセンターは引き続き開設しておりますので、住民の皆様からの御意見はコールセンターで承ります。また、社内で検討しているところですが、準備書の説明会まで時間が空くということから、説明会の開催は難しいのですが、検討状況等のニュースソースを発信していきたいと検討しています。

また、化学薬品の取扱いについて御回答します。使用記録に関しては、法令等で定められているものについて、しっかりと出納記録を取って使用しています。

洗浄水については薬品にもよりますが、一次洗浄水、場合によっては二次洗浄水まで含めますが、新しい施設でのルールについては、準備書で示します。

【中村委員】 ニュースソースを発信するというのは、どのような媒体を使う予定ですか。

【事業者】 検討中になりますが、地域の掲示板を活用させていただくことや、戸塚区と相談させていただくなどが考えられます。本日の資料で出てきている住民の皆様のお意見を全部汲んで対応するという事は、事業者としては非常に難しいところもありますので、今考えていることを少しずつ表現していければと考えています。

【水野委員】 建設機械の稼働による大気質の予測に関して、計画地は敷地が広いので、建設中に工事用車両が敷地内を走るのではないかと思います。建設機械の影響を予測するときに、敷地内を走る工事用車両の影響は含めるのでしょうか。もし含めないようでしたら、工事用車両も含めて予測すべきではないでしょうか。

また、建設機械の稼働による大気汚染とその近くを走る工事用車両が走っているところとは、おそらく濃度が重複してくると思われるので、単独で予測した結果に加えて、重合したときの結果も一緒に予測すべきではないかと思います。同じことが騒音でも言えるのではないのでしょうか。そのあたりを配慮してください。

【事業者】 1点目の敷地内を走る工事用車両については、準備書の作成にあたり、施工計画を詰めていきますので、その中で考慮できるものについては検討してまいります。施工計画の内容次第になりますので、準備書で検討させていただきます。

また、建設機械の稼働に伴う影響と周辺の工事用車両の影響の合成という考え方かと思いますが、それぞれを単独で予測は別々にしていきますが、準備書に建設機械の稼働に伴う影響をコンター図にしますので、そこで周辺の工事用車両の予測地点との重ね合わせ、合成ということが出来る地点も出てくる可能性がありますので、できる範囲の内容で、準備書で検討してまいりたいと思います。

【奥会長】 水野委員、よろしいでしょうか。

【水野委員】 はい。

【奥会長】 では、その点は、ぜひ御検討をお願いいたします。

【五嶋委員】 補足資料 10 で「必要に応じて耐薬品性床や防液堤、転倒防止策を図る」という記述があり、「方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解」では火災に対する安全性に関する記述がありますが、化学薬品を扱う場合には、例えば有機溶媒の様に引火性の強いものに関しては、「必要に応じて」ということではなく、より具体的に記載すべきではありません

んか。例えば、薬品の化学的性状によってこういった措置を行うというように表現にしていきたいと思います。事例が多くあるので、それを踏まえて、かなり具体的な記述にしていきたいと思います。

【事業者】 分かりました。

【奥会長】 住民の方からの御意見の中に、通学路についての言及があったかと思えます。緑道の門扉の部分のところですか。通学路については、その状況をこれから整理していくということが方法書に記載されていますが、実際に西側の緑道が通学路になっているということを住民の方が仰っているということからしますと、方法書の 154 ページになりますが、歩行者・自転車の交通量調査地点について、前にも計画の調査地点で十分かどうか意見させていただいたところですが、この調査地点には西側の緑道の部分の通路が全く入っていませんので、ここに通学路があるとすれば、子供たちの安全を確保するという意味でも、歩行者の交通量を把握していただくことが重要かと思えます。改めて、調査地点については、方法書 154 ページの計画で十分なのか、御検討いただきたいと重ねてお願い申し上げます。

【事業者】 前回の御指摘を受け、平成横浜病院のところを調査地点に加えます。また、現在は小学校の通学路として緑道は定められていません。現在は緑道ではなく、万年堀があり、西側のマンションの前は通学路になっていません。国道 1 号線と柏尾川沿いが通学路になっています。今後、本事業によって緑道を整備し、歩道も 2.5m ずつ作りますので、車両と交通量の調査を南側の病院のところで行う予定です。

【奥会長】 分かりました。

【中村委員】 補足資料 10 の表 10-1 の「参照している法令等」の項目で、「化学薬品関連」に消防法が入りませんか。

【事業者】 はい、入ります。

【奥会長】 他にはよろしいでしょうか。本日の質疑では、改めて補足資料を用意していただいて事業者の方に御説明をいただく内容はなかったかと思えます。本件については、事業者による補足説明が終了しましたので、次回、答申をまとめるにあたって審議内容を整理した検討事項一覧を事務局に作成していただき、検討事項一覧と議事録案の確認をもって、審議内容の確認としたいと思えますが、よろしいでしょうか。

【委員一同】 (賛同)

【奥会長】 本件は以上とします。

(2) 横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した
特に意見なし

イ 前回の質問事項に対して事業者が口頭で回答した

【事業者】 物質収支についての質問ですが、水質の予測では、流入負荷や底質からの溶出、海域の内部生産・消費を考慮した低次生態系モデルの使用を考えています。具体的には、下水処理場や河川等からの窒素・リンの流入量や、底質からの窒素・リンの溶出量、動植物プランクトンの影響等を考慮したモデルとなります。

2 つ目の質問ですが、埋立地と中部水再生センターとの位置関係か

ら、中部水再生センターの排水の拡散に対する直接的な影響は極めて小さいと考えています。なお、水質の予測に際しては、中部水再生センターや背後の河川等の流入負荷を設定したモデルにより、埋立地の存在に伴う流れの変化による水質の変化を予測します。

ウ 説明会の概要及び意見に対する事業者見解について事業者が説明した

【津谷委員】 説明会の概要報告資料の3ページの上から2つめで、工事を行う際は大型車両の走行にご配慮願いたい、という意見に対して、臨港幹線道路により、市街地への流入抑制を図りたいとありますが、工事を行う時には臨港幹線道路が完成しているから問題ないということですか。これは意見に対する回答となっているのでしょうか。

【事業者】 工事の際には、海上工事を基本と考えています。ただ、コンテナターミナルが完成したときは、交通量が増加するだろうという旨が意見に含まれていましたので、コンテナターミナルを整備するにあたっては、物流の車両などは臨港幹線道路を使ってなるべく市街地に流入しないように計画しているということで回答しました。

【津谷委員】 臨港幹線道路の計画は、近いうちに具体的に説明してもらえるのですか。

【事業者】 臨港幹線道路の平面計画は、平成26年の港湾計画で策定しております。

方法書の3-148ページをご覧ください。掲載した地図が平成24年の臨港地区となっていますので、少し計画が古いのですが、地図上に山下ふ頭から本牧ふ頭、本牧A突堤、本牧D突堤にかけて茶色の線で示しています。

基本的には、国道357号線に入らずに、ふ頭の中を通す道路を計画しています。みなと総合病院にはコンテナ車両等を通さず、ふ頭の中で車両を処理する計画となっています。

【津谷委員】 今の説明を含めて、図面等の資料で説明してください。

【事業者】 分かりました。資料を準備させていただきます。

【奥委員】 口頭で説明頂きました前回審査会での指摘事項に対する回答についても資料の提出をお願いします。

【水野委員】 前回の審査会での工事用車両通行ルートに対する質問に対して、船を使用するとの回答がありましたが、説明会の概要報告資料では、別途臨港幹線道路を計画していると回答されています。

前回審査会での回答と説明会での回答がずれていませんか。

【事業者】 基本的には海上工事を考えています。工事が終わった後にコンテナ車両等がこの付近に来るのではないかとという質問でしたので、別途、臨港幹線道路で対応するという回答を行いました。

【奥委員】 前後の文脈が資料から抜けているので、誤解を招いたのかもしれませんが。

【水野委員】 分かりました。

エ 審議

【奥委員】 特に追加の意見はないようですので、審議を終わります。

今後の流れはどうなりますか。

【事務局】 意見書についての報告を予定しています。また、今回の議論を受けた指摘事項等の報告を行います。

(3) (仮称) 中山駅南口地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書について

ア 配慮市長意見(案)について事務局が説明した

【五嶋委員】 質問なのですが、配慮市長意見(案) 3ページの(11)に「色彩やデザイン上の工夫により」とありますが、これは建物の外観や街並みと調和した色彩といったことを示しているのですか。

【事務局】 こちらは、横浜市環境配慮指針の配慮事項(11)に「街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。」とされていることを踏まえたものです。これに対して事業者からも配慮する旨が配慮書に記載されているところですが、本事業は約 99mの高層建築物ということを踏まえ、特に圧迫感の低減について、外観の色彩やデザイン上の工夫によって更なる配慮を検討していただきたいということです。

【五嶋委員】 感想というか、もし可能であれば取り入れていただきたいのですが、例えば京都駅や鎌倉駅は普通の駅とは違う造りになっています。中山という街は、従来は非常に栄えた交通の要所ということで、「中山の歴史や背景を考慮した」といった文言を市長意見に加えていただけないでしょうか。今回の市長意見に馴染むのかわかりませんが、日本の街は、どこへ行っても同じような無機質な街並みが多いので、横浜市が街づくりに力を入れるということであれば、そういった指摘があってもいいのではないのでしょうか。

【事務局】 実際のデザインについては、建築法令等との関係で様々な協議を経て最終的に決定されると思いますので、アセス上の意見がどこまで反映できるかというところがありますが、五嶋委員のご意見を何らかの形で盛り込めるか、事務局として検討してまいります。

【奥 会長】 街並みといったときに、地域のこれまでの歴史や文化も勘案した上での街並みへの配慮というのも求めたいという五嶋委員のご意見だったかと思えます。配慮指針では求めているところではないので、どこまで意見として書き込めるかという点もありますが、検討してください。

【堀江委員】 (9)の「ライフサイクルを通じた温室効果ガスの低減、長寿命化」という配慮事項に対する配慮市長意見(案)に「低炭素型の工事用車両、建設機械」とありますが、これはどのようなものですか。

【事務局】 少し言葉足らずな部分がありますが、二酸化炭素の排出を抑制した燃費の良い工事用車両、建設機械ということ念頭に置いた文章としています。

【奥 会長】 言葉としてはもう少し正確な言葉があると思いますので、より適切な表現としてください。

【事務局】 市長意見の段階で適切な表現に置き換えさせていただきます。

【横田委員】 (17)の液状化について、「液状化危険度は低い区域に指定されていますが、最終的に液状化危険度の判定を行って適切な対策を検討してください」という配慮市長意見(案)が記載されていますが、もし液状化危険度の判定の結果、発生の危険があった場合、事後の対応についてどのように事業者は情報を開示していったらいいのでしょうか、という質問です。

【事務局】 全般的事項の3点目に市長意見として、「周辺の住民や事業者とのコミュニケーションを図り、積極的な情報提供や丁寧な説明に努めてください。」と記載しております。こういった点を事業者十分に踏まえていただいて、アセスの手続きのみならず、様々な場面での積極的な情報提供等への配慮を引き続きお願いしていきたいと思えます。

【横田委員】 もし、そういうことであれば「情報提供しなさい」とは書きづらいと思いますが、配慮の段階でトラブルに対してきちんと配慮していることを明記していただくといった指導をしていただきたいと思います。

【事務局】 ご指摘の視点を持って、引き続き事業者指導等に当たっていきたくと思えます。

【津谷委員】 配慮市長意見（案）についてではなく、今後の第2分類事業判定を行う手続き段階について意見を言いたいのですが。

今回の配慮市長意見（案）の4ページ目に記載のある環境情報提供書の概要にあるように、「デベロッパが決まっていなくて、再開発内容が最終的に決まっていなくて環境アセスメントができるのですか、実際にできあがる開発内容を決めてからアセスメントを行うべきではないか」という意見の方がいらっしゃいます。

計画段階配慮書の手続きの段階では今の状態でもいいと思うのですが、次の判定をする段階では、前回の審査会における事業者の回答によると、工事については施工業者も決まっていなくて、工事や工事手順がどのように周辺へ影響を与えるか、具体的なことは施工業者が決まっていなくてわからないというようなことをおっしゃっていましたが、それでは判定ができないと思えます。ある程度具体的な内容が決まって、例えば、工事でどのように配慮するかが具体的に定まった段階でないと判定ができないと思えます。

第2分類事業判定届出書を提出していただく時期について、ある程度工事の内容が分かるような段階で出していただくように指導してもらえないでしょうか。

【事務局】 前回の審査会においても、奥会長から工事の手順等をきちんと示してほしいというご意見をいただいているところでございます。今後おそらく判定の手続きに入っていくものと考えておりますが、判定に向けて委員の皆様にご審議していただけるよう、事務局としても可能な限り工事手順等を示していただくことを指導していきたいと考えております。

手続きとしては、施工業者が決まってくるタイミングがアセスの手続きを終えた後になると聞いておまして、その点について具体的に示していただくことは中々難しいと思えますが、今申し上げた通り工事の進め方について可能な限り示していただいた上で判定届出書を提出していただけるよう事務局として指導していきます。

【津谷委員】 私個人の意見としては、駅前の非常に込み入った場所でこれだけ大きな工事を行うと、規模としても第1分類事業とほとんど変わらないということですので、場合によってはこの事業はアセスにかけてもいいような事案ではないかということも考えています。

アセスが必要であるかどうかを判断するのに、ある程度具体的な工事手順や日影が周囲に与える影響、あるいは風害がどのように起きるかといった具体的な予測等、各専門の委員が判断するのに、それぞれの項目についての質問にある程度回答ができるような段階で判定届出書を出し

ていただきたいと思ひます。

【奥 会長】 判定届出書の段階の話に移っていますが、まず配慮市長意見書（案）についてまとめます。

まず1点、五嶋委員から外観のデザインについて地域の歴史的な経緯を踏まえたものにするようにという趣旨を盛り込めないかというご意見があり、これについては事務局で検討していただきます。

それからライフサイクルを通じた温室効果ガスの低減について、「低炭素型」という言葉をもう少し正確な言葉に変えていただくという、2点の修正で確定してよろしいでしょうか。

【委員一同】 了解

【奥 会長】 では、配慮市長意見（案）はこのようにまとめさせていただきます。

これを配慮市長意見書として市長が事業者に送付した後、今度は事業者が判定届出書を提出するという事になっていくわけですが、そこでどこまでの情報を事業者に出していただくのか、審査会としてアセスが必要か否かを判断するに当たって、判断ができるだけの十分な材料、情報が提供される必要があるという観点から津谷委員のご意見を出してくださいましたが、どこまで事業者に求めることができるのかということもありますので、事務局の考えを教えていただければと思ひます。

【事務局】 まず配慮市長意見（案）ですが、奥会長にまとめていただいた通り、2点に関して、検討と修正を加えまして、配慮市長意見書としての確定作業を進めていきたいと思ひます。

2点目の津谷委員からご意見いただいた今後の判定手続きについて、今回の配慮市長意見（案）の(3)にもある工事の施工手順、高層建築物の建設が含まれる事業ですので、特に日影と風害については、判定する上で必要な情報であり、こういった情報を判定手続きの中で示していただく必要があると事務局としても考えております。これらが準備できた上で判定手続きに入っていただくよう指導していきたくて考えております。

【中村委員】 配慮市長意見案4ページの(17)で「可能な限り計画区域内で標準貫入試験及び液状化危険度の判定を行い」とありますが、こちらのデータもご提示いただけるのでしょうか。

【事務局】 現地の詳細な調査については、事業者の計画によると設計段階でボーリング調査を行うことになっておりますが、計画区域の近くで既存のボーリングデータがないか確認していただき、既存の近傍のデータであっても、審査会で液状化や地盤等について検討していただけるような資料を示していただくよう指導してまいります。

【奥 会長】 よろしくお願ひします。

他にご意見は無いようですので、本件に関する審議は終了させていただきます。

なお、本件は、配慮書手続きの段階ですので、審査会からの答申はありませんが、事務局は審査会の意見を十分踏まえた上で配慮市長意見書の確定をお願ひします。

資	<ul style="list-style-type: none"> 料 ・平成29年度第7回（平成29年11月9日）審査会の会議録【案】 ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料 ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書に関する補足資料 事業者資料 ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解 事業者資料 ・横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料 ・横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解 事業者資料 ・（仮称）中山駅南口地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書に対する配慮市長意見（案） 事務局資料
---	---